

入 札 説 明 書

令和３年度きょうと新型コロナ医療相談センター電話相談労働者派遣業務に係る入札公告(以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 公告日 令和３年３月１５日

２ 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊

３ 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部健康対策課
電話番号 (075)414-4725

４ 入札に関する事項

(１) 業務の名称及び数量

令和３年度きょうと新型コロナ医療相談センター電話相談労働者派遣業務一式

(２) 業務の仕様等

別添「きょうと新型コロナ医療相談センター電話相談労働者派遣業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(３) 履行期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

(４) 履行場所

京都府庁(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)または甲が別途指定する場所。

(５) 条件

ア 当該入札の落札者は落札条件と同条件で京都市と随意契約を実施する。

イ 当該入札に係る予定数量及び単価の積算は、当該入札の予定数量と前号による契約の予定数量の合計を基に積算すること。

ウ 当該業務に係る料金の請求は４の(５)のアによる契約との契約の合計金額をそれぞれの人口比率で按分の上、京都府及び京都市に請求すること。

５ 入札説明書の交付期間等

令和３年３月１５日(月)から令和３年３月２３日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

交付期間中の午前９時から正午及び午後１時３０分から午後５時までの間に交付する。

６ 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当する者

７ 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(１) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査

を受け、その資格を認定されたものに限る。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業者の認可を受けていること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

(7) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(4) 次のいずれかに該当する者

a 法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

カ 前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 新型コロナウイルスコールセンターの看護師または保健師の派遣実績を有すること。

(4) 京都府内に本社、支社、または営業所を有すること。

8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

5の1に同じ

(2) 申請書の提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記事項証明書及び定款（又は寄付行為）、個人にあつてはその者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（第2号様式）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書（第3号様式）

オ 取引使用印鑑届（第4号様式）

カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書（第5号様式）

キ 誓約書（別記第6号様式）

ク 京都府指名競争入札についての確約書（別記第7号様式）

ケ 労働者派遣事業者であることを証明する書類（派遣事業許可証）の写し

(5) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

6及び7について参加資格があると認定された者は、令和3年度新型コロナウイルス感染症宿泊療養看護業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から1年間とする。

12 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者（9の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに文書により当該変更に係る事項を届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあつては、氏名

13 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6及び7の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者

が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときその2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

14 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

15 仕様書に係る質問及び回答について

(1) 質問書の提出

ア 提出期間 令和3年3月15日（月曜日）午前9時から令和3年3月22日（月曜日）正午まで

イ 提出方法持参又はファックス送信（期限厳守）により提出すること。

なお、持参の場合は、提出期間中の土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

ウ 提出場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部健康対策課

電話番号075-414-4725 FAX 075-431-3970

エ 提出様式 第10号様式を使用すること。

オ その他ファックスで提出する場合は、必ずその旨を電話連絡すること。なお、提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱うこととする。

(2) 回答書の交付

回答書は、令和3年3月23日（水曜日）にFAXにより交付する。

(3) 質問書及び回答書の取扱い

ア 回答書は、仕様書の一部として入札条件となる。

イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

16 説明会の開催日等

本件入札に係る説明会を開催する。参加を希望する場合は、以下の開催日時及び開催場所に集合すること。

開催日時 令和3年3月19日（金）午後3時

開催場所 応接室（京都府庁1号館1階）

17 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年3月29日（月）午後5時

イ 場 所 京都府公館第5会議室（京都府公館4階）

(2) 入札方法

ア 入札書（第8号様式）は持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかななくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和3年度きょうと新型コロナ医療相談センター電話相談労働者派遣業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。（別紙1「入札書の封筒」のとおり）

なお、開札後予定価格の制限の範囲内に入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届（第9号様式）を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期

し、若しくは取りやめることがある。

- (6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りのある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から交通費に係る金額を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から交通費に係る金額を差し引いた金額の110分の100に相当する金額に交通費に係る金額を加えた金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係りのない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、

当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

18 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

19 入札保証金

免除する。

20 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

21 契約保証金

京都府会計規則第159条第1項の規定により、契約金額の100分の10とする。ただし、同条第2項各号に該当する場合は免除する。

22 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

23 その他

(1) 1から22までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

(3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。